

宮古島市定住自立圏形成方針

平成22年9月

沖縄県宮古島市

宮古島市定住自立圏形成方針

～「地域間の均衡ある発展を目指して」～

(目的)

第1条 この方針は、広域合併により誕生した宮古島市において、中心地域と周辺地域がお互いに連携・協力することにより、圏域全体の「集約とネットワーク」の拡大を推進し、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った宮古島市において旧平良市と（以下、中心地域という。）旧城辺町、旧上野村、旧下地町、旧伊良部町（以下、周辺地域という。）で「定住自立圏」を形成し、「地域間の均衡ある発展」を目指すことを目的とする。

(基本方針)

第2条 前条の取組を実施するにあたっては、中心地域と周辺地域が共同、又は補完し合うものとする。

(連携する具体的事項)

第3条 取組の内容及び当該取組におけるそれぞれの役割については、次に定めるところによる。

1. 生活機能の強化による取り組み

① 医療

ア 安心して暮らせる医療体制の構築

a 取組の内容

中心地域の中核的な医療機能を有する沖縄県立宮古病院（以下「宮古病院」という。）による研修医等（看護師含む）の受入体制の整備により産婦人科や脳神経外科医等、医療人材の安定的な確保や周産期・遠隔医療等の機能充実を図る。また、宮古休日・夜間救急診療所（以下「救急診療所」という。）と県立宮古病院との連携による救急医療体制の充実に努める。

b 機能分担

中心地域においては、新築移転される宮古病院に併設される救急診療所の運営により、一次救急と二次救急の連携を図り、地域格差のない医療提供のため病診連携の推進等、地域医療の充実を推進する。また、研修医の受入態勢の整備・強化による医療人材の確保を推進する。

周辺地域においては、各地域に民間の医療機関が開設していることから、これらの医療機関の運営が継続できるような環境づくりに努め、宮古病院との連携強化及び救急診療所の有効活用を図る。

② 消防、防災

ア 安心して暮らせる消防、防災体制の強化

a 取組内容

本市の気象、地勢等の特性に対応した消防力の向上を推進し、併せて各地域に配置されている消防団等との連携強化に努める。

また、急患輸送体制を充実させるとともに防災情報機能の充実を図り、円滑な防災体制を構築する。

b 機能分担

中心地域においては、消防本部と出張所（上野・伊良部）の連携のもと、消防団等の技術力の向上を図る。また、緊急物資の備蓄や危険箇所の把握に努め、圏域の防災・危機管理体制の中核を担う。

城辺、上野、下地地域においては、台風など様々な災害時に対応するための機能強化を図る。

伊良部地域においては離島であることから船舶やヘリ等による急患搬送体制の機能強化を図る。

③ 福祉

ア 子育て環境の充実による定住促進

a 取組内容

定住促進を図るためには、安心して子どもを生き育てることのできる環境づくりが重要である。そのため地域における保育サービスの充実を始め、多様なニーズに対応できるよう、学童保育、児童館、地域子育て支援センターなど、子育て支援に関し、ソフト及びハードの両面から取組を強化する。

b 機能分担

中心地域においては、就労地における子育て支援を強化し、保護者が安心して就労できる環境づくりを図るため、障がい児保育の充実、病後時保育に対応できる拠点整備を促進するとともに、認定子ども園や幼保一元化を検討する。また、今後の観光産業拡大による就労体系の変化を見据えた、休日保育や夜間保育の必要性を含め、保育の将来ビジョンを策定する。

周辺地域においては、保育園経営が厳しいため民間保育園が参入しにくい状況があり、多様な保育ニーズへの対応が難しいため公立保育所、地域子育て支援センターなどを核に保育サービスを提供していく。また、周辺地域ならではの人と人との絆の深さを活かした「地域全体の子」との子育て支援の展開を図る。

イ 地域における福祉支援の仕組みづくり

a 取組内容

市地域福祉計画に基づき、「行政区」を中心とした支え合い

活動を行うための基礎圏域（小地域ネットワーク）をつくり、地域におけるキーパーソン（地域実情に詳しい相談役）とコミュニティソーシャルワーカーとの連携による地域福祉の課題相談等を実施し、相互連携による支え合う福祉を促進させる。

b 役割分担

中心地域においては、市と社会福祉協議会が連携し、コミュニティソーシャルワーカー及び地域キーパーソンの養成・確保を推進するほか、各種ボランティアの確保等、地域ネットワークを構築するための支援を行う。また、地域福祉計画推進部会と市民を中心とする「地域福祉計画推進協議会」を設置し、適宜、進捗状況の確認・助言等の支援を行う。

周辺地域においては、地域のキーパーソンとコミュニティソーシャルワーカーの連携を図り、地域における相談拠点づくりを推進する。また、各種ボランティアの確保等、各地域ネットワークを構築することで地域福祉の課題解決を促進する。

ウ 高齢者が安心して生活できる支援の充実

a 取組内容

高齢者が住み慣れた地域で安心して健康的な生活を過ごせる圏域づくりのため、各種介護福祉サービスや介護施設の充実を図り、高齢者福祉サービスの向上を図る。

b 機能分担

中心地域においては、既に構築されている虐待防止ネットワークを主体に地域連携ネットワークを構築し、ひとり暮らし高齢者等のケアの充実に努める。

周辺地域においては、高齢者からの相談や実態把握等について老人クラブや地域と連携し、地域支援体制を図るとともに、地域による高齢者見守り事業を推進する。

エ 障害者が自立して暮らせる生活支援の充実

a 取組内容

市障がい福祉計画に基づき、障害者が自立して住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するため、各種障害福祉サービスや相談支援、就労支援を行う。また、地域生活への円滑な移行を図るため、福祉施設の整備促進を図り、心身に障害がある人でも能力や適正を生かし積極的に社会参加が可能となるよう支援する。

b 機能分担

中心地域においては、障がい者のニーズや実情を踏まえ、地域で安心して生活ができるよう、各種障がい福祉サービスや自立に向けた生活支援のためのグループホーム等の整備推進に努める。

周辺地域においては、障がい者の授産施設などの充実支援を図るほか、各種イベントや各種給付・助成制度の周知や支援体制の拡充に努める。

④ 教育

ア 特色ある教育の推進及び教育環境の整備

a 取組内容

「確かな学力」を育むため、文部科学省の教科調査官や先進地へ派遣された講師等を招聘し、学力向上に向けた取組や学校教育の充実を図るほか、「生きる力」を育むため自然や地域人材を活用し、地域の特色を活かした環境教育や食育を推進する。

また、市学校規模適正化検討委員会の策定した「学校規模適正化方針（仮称）」に基づき、効率のよい教育環境の整備を図る。

b 機能分担

中心地域においては、周辺地域と教育格差が生じないよう適切な教育環境の整備を図るとともに、商業地域という地域特性を活かした職場体験やキャリア教育体制の整備を図り、周辺地域との効率的な機能分担と教育ネットワークによる連携を推進していくほか、学習プログラムの整備等、中核的機能を担う。

周辺地域においては、地域特性を活かし、農林水産業体験や世代間交流等、生きる知恵や豊かな経験を学ぶ場としての機能を担う。また、児童生徒の減少傾向が著しいことから、中心地域と教育格差が生じないよう教育環境の整備を推進する。

イ 市立図書館のネットワーク化の推進

a 取組内容

市立図書館（平良図書館・北分館、城辺図書館）の図書資料を有効に活用できるシステムの構築を図るとともに移動図書館の充実を図る。

また、市中央図書館を整備するとともに図書館サービスに地域格差が生じないよう学校図書館及び公民館図書室などとのネットワークシステムを構築し、図書館サービスの充実を図る。

b 機能分担

中心地域においては、平良図書館と城辺図書館の連携システムを構築するとともに移動図書館の機能充実を図る。

また「すべての市民に開かれた情報センター」として市中央図書館建設を推進する。

城辺地域については平良図書館とのシステム構築を推進し、城辺図書館の利便性向上と図書サービスの充実に努める。

下地・上野・伊良部地域においては、学校図書館や公民館図書室の機能強化や移動図書館との連携を充実させ、新たに建設する

市中央図書館とのネットワークシステムの構築や分室の設置等を検討し、機能充実を図る。

⑤ 土地利用

ア 土地の有効活用

a 取組内容

圏域の秩序ある土地利用に向けた調査・検討を行い、適正な土地の有効活用を図る。

b 機能分担

中心地域においては、都市計画マスタープランなどと整合性のとれた土地の有効活用について検討を行う。

周辺地域においては、秩序ある土地利用に努め、市有地の活用については地域の活性化を目的に、企業立地条件等の整理に取り組み有効活用を促進する。

⑥ 産業振興

ア 効率的なまちづくりによる圏域活性化

a 取組内容

圏域全体が連携した効率的なまちづくりを行うため、「市地域振興計画」を策定し、個々の地域に必要な機能の整備と各地域の産業振興及び地域の自然環境や景観の保全を図るほか、古民家など、空き屋の再生を視野に入れたまちづくりを進める。

b 機能分担

中心地域においては、中心市街地に公共施設や商業施設が集積していることから都市基盤を充実強化し、利便性溢れるまちづくりを展開するため「地域振興計画」の策定を促進する。

城辺、上野、下地地域においては、地域コミュニティが活発であることから、自治会等の活動を支援するほか「地域振興計画」に基づき、地域の特性を生かしたまちづくりを促進する。

伊良部地域においては、都市計画区域への編入を推進し、都市計画と整合した地域づくりの推進や伊良部大橋開通後を見据えた地域づくりを進める。

イ 産業の連携による農業振興

a 取組内容

畑地や地下ダム等、生産基盤の整備や農畜産物の拠点産地化の促進とブランド化の形成を図るほか、各種物産展及びイベントの開催等による販路拡大を促進する。また、農産物の集約と出荷時の一元化による出荷調整や流通体制強化を図るほか、サトウキビ産業や畜産業の資源循環型農業の促進や観光産業とリンクした農業の持続的発展を図る。

b 機能分担

中心地域においては、農畜産物の消費や都市圏への供給基地として農畜産物の販路拡大及び流通体制の充実を図るほか、資源循環型農業の促進や観光産業との連携、マンゴー及び宮古牛等、ブランド化を図るため、イベントの開催による情報発信に努め、島内外へのPRを促進する。

城辺、上野、下地地域においては、生産基盤の整備を促進し、農畜産物の拠点産地化とブランドの促進に努めるほか、定時、定量、高品質を基本とした農産物の多品目化を推進する。

また、E3燃料やバガス発電等の新エネルギー産業を促進させるため、サトウキビ増産運動を展開し、資源循環型農村づくりを推進する。

伊良部地域については国営地下ダムを活用した灌水施設等の基盤整備を行い、サトウキビ増産や新たな農業の展開を促進し、ブランド化の推進を図るほか、肉用牛との複合経営を促進する。

ウ 魅力・活力あふれる水産振興

a 取組内容

水産業の振興を図るため「水産振興計画」を策定し、漁港・漁場等の水産基盤の充実や資源管理型漁業を推進する。

また、水産物の流通・販売を促進するため、加工品の開発や氷感庫を活用した出荷調整及び鮮度保持による高付加価値化を促進し、漁業者の就業意欲を図り後継者を育成するため「売る漁業」「つくる漁業」を推進する。

b 機能分担

中心地域においては、「水産振興計画」に基づき、水産基盤の整備促進や流通体制の効率化及び高付加価値化の促進、ブランド化等による漁協直売店を活用した「売る漁業」を推進し、漁価の安定を図るほか、地域資源を活用したにぎわいの創出に努める。

また、海業センターにおいては種苗放流を計画的に実施し、資源管理を図る。

周辺地域においては、水産物の安定供給を図るため水産技術の向上や漁場の安定確保を推進するため、浮き魚礁等の設置を推進する。また、製氷施設の整備に伴う鮮度保持や養殖業への助成等「売る漁業」を推進し、就業意欲の向上や後継者の育成を図るほか、水産業の活性化を促進するため、地域の漁港におけるイベントや漁業体験プログラムの充実を図る。

エ 観光資源の保全及び開発

a 取組内容

市観光基本計画に基づき、市民による「ちょっとした意識改革行動改革」を基本に「豊かな自然・市民こそ最大の観光資源」の

認識のもと、観光振興に関する取組を推進する。

また、自然・景観については観光資源として保全することを基本に「保全と活用」のバランスのとれた観光振興を促進するため島内外へのPRを図る。

b 機能分担

中心地域においては、空港における歓迎セレモニーや大型クルーズ船の就航促進を図るほか、新たな観光地の形成や観光ルートの確立を推進する。

城辺、上野、下地地域においては、恵まれた自然資源を生かし「にぎわい」を創出するとともに、自然景観の保全・活用や各種イベントの開催による観光地形成を促進する。

伊良部地域においては伊良部大橋開通後の観光客の増加を見据え、受入体制を強化し自然や伝統文化等の観光資源を生かした交流機会の拡大を図り、新たな観光拠点の形成を促進する。

オ 地域産業の活性化促進

a 取組内容

圏域における産業の持続的発展を図るため、販路拡大やブランド化のほか、中小企業等の支援や活性化促進のための調査・研究に取り組む。

b 機能分担

中心地域においては、中心市街地の活性化を図るため、特性を活かした商業ビジョンを策定し、中小企業対策や商店街機能の充実・強化を図るほか、都市圏への販路拡大に向け、姉妹都市や郷友会と連携して取り組む。

周辺地域においては、豊富な農水産物を活用した特産品開発の促進や各種PRイベントを開催し、起業意欲の向上を図るとともに地場産業の振興を促進する。

カ 企業誘致及び新たな産業の育成

a 取組内容

地域活性化を目的とした特区制度等の活用を検討し、新産業の創出や企業の誘致に取り組むほか、雇用の拡大や地域経済の活性化を促し、定住と自立の相乗効果を図る。

b 機能分担

中心地域においては、企業誘致に向け企業・団体と連携し、積極的な企業誘致活動を推進するほか、各種産業や既存のコールセンターとの連携等、あらゆる角度から調査、研究に努める。

周辺地域においては、新産業の育成について地域の企業・団体

からの意見集約を図るほか、農林水産業等の振興に寄与する企業や新エネルギー関連企業の誘致等について、積極的な企業誘致活動に努める。

キ 宮古島市全域における緑化の推進

a 取組内容

圏域全体の緑化を推進するため花と緑の島づくり計画を展開して熱帯植物園のリニューアル事業をはじめ、河津桜公園及び宮古空港の緑化事業を推進し、新たな観光資源の創設や涵養林等の拡大に取り組むため「美ぎ島宮古グリーンネット」と連携し、官民一体となった緑化活動を展開する。

b 機能分担

中心地域においては、熱帯植物園のリニューアル、空港や街路の緑化を推進し、本市の緑化活動の中心的な役割を担い、花と緑に包まれた美しい島づくりを市民とともに推進する。

周辺地域においては、各種観光資源が数多く存在することから中心地域と連携し、修景緑化等の花いっぱい運動を推進する。

⑦ 環境

ア エコアイランド宮古島の推進

a 取組内容

環境負荷の少ない循環型社会の構築と環境保全策及び産業支援策を連携させ、環境と新エネルギーを基軸とした経済産業の活性化を図り、エコアイランド宮古島の実現を目指す。

b 機能分担

中心地域においては、「エコアイランド宮古島推進本部」の設置等、環境施策（環境モデル都市行動計画等）を確実に実現する横断的な推進体制の下、新エネルギー、環境資源保全、地域の活性化について協議及び実施に取り組む。

周辺地域においては、七又風力発電、メガソーラー（太陽光実証研究設備）、地下ダム資料館、資源リサイクルセンター、エタノール製造施設、バガス発電等の地域資源の保全と活用に向けた組織づくりと各組織間のネットワーク構築を図る。

イ 廃棄物のリサイクルによる産業創出

a 取り組み

ガラス瓶等、廃棄物の再資源化による循環型社会づくりに向けた起業の可能性の調査・研究を促進し、新たな産業創出を図る。

b 機能分担

中心地域については、産官学、各種団体との連携等、様々な調査・検討を図るほか、先進地の情報収集やネットワーク構築等、

条件整備等を推進し、圏域全体へのPRを図る。

周辺地域については、地域内企業との連携など、利活用の検討を図るほか、農林水産業と連携した循環型社会の構築や産業振興に向けた取り組みを推進し、地域活性化につなげる。

ウ 宮古島市全域におけるゴミ対策

a 取組内容

「ごみのない美しい島づくり」をめざし、資源ごみのリサイクルによるごみの減量化、及び不法投棄対策に重点的に取り組む。

また、毎年多量のごみが漂着するため、行政、漁業者、民間ボランティア等による継続的な回収や、現在、県を中心に取り組んでいる県海岸漂着物対策事業に住民参加を促し、海浜の景観保全に努めていく。

b 機能分担

中心地域は、ごみ焼却施設等が集中する地域であるため、ごみの排出抑制・再資源化や廃棄物処理の重点地域に位置づけ、各種事業の実施について中心的役割を担う。

周辺地域は、資源リサイクル施設が所在するため、剪定枝葉の資源化を促進するとともに、生ごみの収集地域を拡大し、施設の積極的利用を図る。また、山林や農地、海浜等が存在するため、環境パトロールや不法投棄ごみの撤去作業へ住民参加を促し、地域の自然や景観、生活環境を自ら守る意識を高め、環境美化に配慮した地域づくりに努める。

2. 結びつきやネットワークの強化への取り組み

① 道路等の交通インフラ整備

ア 基幹道の整備促進

a 取組の内容

誰にでもやさしい道づくりを基本に地域間を連結する基幹道路や地域活性化に資する道路、橋梁等の整備を推進するほか、幹線道路、通学路、歩道及び交通安全施設等の整備や島間を結ぶ、伊良部大橋の早期開通や災害時の交通機能確保に向けた電線類地中化を促進する。

b 機能分担

中心地域においては、各地域間を連絡する幹線道路を地域連絡道路と位置づける。また市街地道路については都市防災機能の向上を図り、安全・快適な通行を確保し、都市景観の向上を図るため電線類地中化を推進する。

城辺、上野、下地地域においては、各地域間が国道390号線、県道190号、78号線で結ばれており、その沿道に庁舎等の公

共施設や生活利便施設が集積していることから、これらの主要道や地域へのアクセス道などの維持・整備を図る。

伊良部地域においては、佐良浜港から集落内への主要アクセス道や地域アクセス道路の維持・整備のほか、伊良部大橋開通後の道路利用の変化に対応した道路整備を行う。

② 地域公共交通

ア 生活バス路線対策

a 取組の内容

市の路線バスの需要は自家用車の普及に伴い、大幅に減少し、周辺地域の一部高齢者と高校生が利用している。そのため、バス運行会社は慢性的な赤字運営を続けており毎年度、公的補助金の助成により路線を維持している。今後は伊良部大橋の完成後を見据えた路線の見直しや環境に配慮するため「ノーマイカーデー」を設定し、バス利用の向上を図る。

b 機能分担

中心地域は、市の交通拠点であることからバスセンター等の公共交通施設の整備や各支所地域との利便性向上や交通手段の確保に中核的役割を担う。

また、バス利用の向上についてPRを図るほか、地域交通計画の策定に取り組む。

城辺、上野、下地地域においては、バス利用を促進するため、各地域と中心市街地を結ぶバス路線を運行するとともに新たな交通体系の導入等を検討する。

伊良部地域については伊良部大橋開通により大幅な交通体系の変動が見込まれることから、新たな交通体系の導入等について検討を図る。

イ 港湾機能の充実及び生活航路対策

a 取組の内容

宮古圏域の物流拠点である平良港の港湾機能の拡充整備を図りウォーターフロントづくりを推進することにより観光とリンクした港づくりを図る。また、途絶えている先島旅客航路の再開に向けた取り組みを展開する。

b 機能分担

中心地域においては、平良港の耐震強化岸壁などの整備や大型旅客船の入港に対応できる安全安心な港湾整備を促進する。

大神航路については、今後も国や県とともに航路の継続を支援し、住民の生活確保に努める。

伊良部地域においては、平成25年には橋梁で結ばれることか

らそれまでの間は生活航路の維持に努めるほか、伊良部大橋供用開始後の港の活用についてにぎわいのある港づくりを検討する。

③ ICTインフラ整備

ア 電子市役所の推進

a 取組の内容

市情報化推進計画に基づき各種基盤整備を進め、各種申請や届出等において市民の利便性の向上と行政事務の効率化を図るため、電子自治体の構築に向けた環境づくりを促進する。

b 機能分担

中心地域においては市民のオンライン利用促進を図るため各支所や施設と連携し、電子自治体に向けた調査・研究を行う。

周辺地域においては、各庁舎における各種証明書の発行事務の円滑化と住民サービスの安定を図るため、証明書自動交付機導入の検討を行い、電子決裁など事務処理の迅速・効率化に努める。

イ C A T Vを活用した行政情報の提供

a 取組の内容

行政情報チャンネルを活用し、市の産業振興や地域づくりなどの情報を提供するほか、市民ニーズの高い情報の提供を図る。

b 機能分担

中心地域においては、都市機能を生かした先進的な事例や産業振興及び各種講座のほか、周辺地域と連携した各種情報の発信等地域資源や環境をはじめ、教育や福祉をテーマとした番組づくりに努める。

周辺地域においては、農林水産業や自然、伝統文化等の情報提供や多彩な地域情報等を提供するとともに、環境をはじめ教育や福祉をテーマとした番組づくりに努める。

④ 地産地消

ア 地域の連携による地産地消

a 取組の内容

地産地消の考え方を基本とし、有機農業への支援を行うとともに食の安全を確保した農水産物の供給や「地産地消推進協議会（仮称）」の立ち上げ等、学校における食育の推進や商品の適正価格のあり方などを指導し、経営の安定を促進する。

また、農漁村に活力と雇用の場を創出するため、農産物の直売施設や加工施設の整備充実を進め、就業意欲の向上を図る。

b 機能分担

中心地域においては、地産地消の環境づくりを推進し、地元農水産物の流通・販売基地としての役割を担うほか、各直売所間の

ネットワーク構築及び適正価格の設定や食育を推進し、消費拡大を図る。

周辺地域においては、特産品開発や農水産物等の供給拠点としての役割を担うほか、農水産物の適正価格の検討、就業意欲の向上や直売施設等の充実を図るほか、学校給食等、食育の啓発活動を展開する。

⑤ 地域間交流促進

ア 農家民泊や地域資源の活用

a 取組の内容

圏域への観光客誘致を促進させるため、農家民泊による受入農家の拡大やイベントの開催により「島の魅力」を発信し、島外からの誘客・交流活動を促進させる。

b 機能分担

中心地域においては、圏域の玄関口であることから島外からの人口流入拠点として、都市機能を活かした受入体制の強化を図り「島の魅力」を発信し、入域客との交流を図る。

城辺地域においては、農家民泊による受入体制が進んでいることから、リピーター等との交流を促進するほか、新たなプログラムの開発等、受入体制の充実を図る。

上野、下地地域においては、リゾート施設が充実していることから、それらの施設と連携し、観光客との交流を促進する。

伊良部地域においては、離島や農漁村暮らしのPRに努め、農業や漁業の担い手の受入拡大を図り観光客との交流を推進する。

3. 圏域マネジメント能力の強化への取り組み

① 地域活性化のための人材・組織の育成

ア 自立に向けた人材育成事業の推進

a 取組の内容

少子高齢化や過疎化をはじめ、安心して生活できる地域づくりの研究やそのために必要な地域の人材を育成する。

また、権限委譲等による新たな行政の制度に対応できるよう実務研修などの充実により市職員の資質向上を図る。

b 機能分担

中心地域においては、地域主権など新しい行政の仕組みに対応するため、職員の一層の資質向上が不可欠であり、様々な地域活動に対し、市職員が積極的に支援できる体制づくりを推進する。

また、自治会等に対する地域づくりや地域おこしのための講座を開設するなど、地域における人材育成を推進する。

周辺地域においては、若年層の流出に伴い人口の減少と少子高齢化が進展し、地域の組織的活動の低下が懸念されている。そのため、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスを推進し地域の活性化を促進するため、地域づくりのための人材の育成を推進する。

② 外部からの行政及び民間人材の確保

ア 専門家の招聘による各種研修事業の推進

取組の内容及び機能分担

中心地域においては、特色あるまちづくりを推進するため専門的知識や経験を有する優れた外部人材の活用を検討するほか、各分野においてニーズにあった研修を開催し、市民意識の高揚を図る。

周辺地域においては、地域活性化が図れるよう産業振興や地域づくりなど、地域の特性や可能性を探るため、専門家などによる地域課題の調査・研究に努める。